

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
第3章 会員及び社員	第3章 会員	変更
(法人の構成員) 第5条 この法人に、次の種類の会員を置く。 (1) 正会員：日本国医師免許を有する医師、又は医学研究者でこの法人の目的に賛同して入会した者 (2) 名誉会員：この法人に対して特別功労のあった者で理事会が推薦し、社員総会の議を経て承認された者 (3) 特別会員：この法人に対して顕著な功績があった者で理事会が推薦し、社員総会の議を経て承認された者 (4) 外国連絡会員（Corresponding Member）：この法人と海外の学会との関連を密にするため、海外の形成外科医の中から理事会が推薦し、社員総会の議を経て承認された者 (5) 賛助会員：この法人の目的、事業を賛助する個人又は法人	(法人の構成員) 第5条 この法人の構成員を次のとおりとする。 (1) 正会員：医師又は医学研究者でこの法人の目的に賛同して入会した者 (2) 名誉会員：この法人に対して特別功労のあった者で理事会が推薦し、評議員会の議を経て会員総会で承認された者 (3) 特別会員：この法人に対して顕著な功績があった者で理事会が推薦し、評議員会の議を経て会員総会で承認された者 (4) 外国連絡会員（Corresponding Member）：この法人と海外の学会との関連を密にするため、海外の形成外科医の中から理事会が推薦し、理事会、評議員会の議を経て会員総会で承認された者 (5) 賛助会員：この法人の目的、事業を賛助する個人又は法人	変更
2 この法人の社員は、第6条に基づき選出される評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。	2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。	削除
(評議員の選出) 第6条 評議員の定数は100名以上200名以内とし、選挙管理委員会が選挙区ごとの正会員数に応じて按分計算して算出した評議員数の合計とする（端数の取扱については理事会で定める）。		新設
2 評議員を選出するため、選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した、日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員による評議員選挙を行う。		新設

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
3 評議員は、選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員の中から選ばれることを要する。選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員は、前項の評議員に立候補することができる。		新設
4 理事又は理事会は評議員を選出することはできない。		新設
5 第2項の評議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとする。		新設
6 評議員の任期は、評議員選挙を実施した日の翌事業年度開始日から翌々事業年度終了日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。		新設
7 前項にかかわらず、評議員が社員総会決議と取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない（当該評議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。		新設

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
8 第2項の評議員選挙は、全国の都道府県を次の選挙区に分けて行う。 (1) 北海道・東北選挙区 (2) 関東選挙区 (3) 中部選挙区 (4) 関西選挙区 (5) 中国・四国選挙区 (6) 九州・沖縄選挙区		新設
9 第1項に定める選挙管理委員会について必要な細則は、理事会により定める。		新設
10 その他第2項の評議員選挙について必要な細則は、理事会により定める。		新設
(評議員の辞任) 第7条 評議員は、理事会あてに退任届を提出することにより、いつでも評議員を辞することができる。		新設
(評議員の定年) 第8条 評議員の定年は満65歳としその任期満了をもって退任する。定年に達した正会員は、第6条3項にかかわらず、評議員に立候補することはできない。		新設
(評議員資格の剥奪) 第9条 評議員に評議員資格を剥奪すべき正当な理由があるときは、社員総会の決議によって評議員資格を剥奪することができる。ただし、当該社員総会の日の1週間前までに当該評議員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。		新設

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
(評議員資格の喪失) 第10条 前3条の場合のほか、評議員は次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員資格を喪失する。 (1) 総評議員が同意したとき (2) 当該評議員が死亡したとき (3) 正会員の資格を喪失したとき		新設
(会員の資格の取得) 第11条 第5条1項に定める会員になろうとする者は、当該年度の会費及び入会金を添えて所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、特別会員、外国連絡会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。	(会員の資格の取得) 第6条 この法人の会員になろうとする者は、当該年度の会費及び入会金を添えて所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、特別会員、外国連絡会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。	変更
(入会金及び会費) 第12条 正会員および賛助会員は、この法人の事業活動に要する費用に充てるため、別に定める会費規定に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。	(入会金及び会費) 第7条 正会員および賛助会員は、この法人の事業活動に要する費用に充てるため、別に定める会費規定に基づき会費を納入しなければならない。	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
(会員の権利) 第13条 正会員、名誉会員、及び特別会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。 (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等) (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等) (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等) (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等) (5) 法人法第51条第4項および第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等) (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等) (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等) (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)		新設
2 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。		新設
(会員の除名) 第15条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、<u>社員総会</u>の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該<u>社員総会</u>の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該<u>社員総会</u>で弁明の機会を与えなければならない。 【後略】	(除名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、<u>会員総会</u>の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該<u>会員総会</u>の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該<u>会員総会</u>で弁明の機会を与えなければならない。 【後略】	変更
第4章 <u>社員総会</u>	第4章 <u>会員総会</u>	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
(構成) 第19条 <u>社員総会</u> は、すべての <u>評議員</u> をもって構成する。	(構成) 第11条 <u>会員総会</u> は、すべての <u>正会員</u> をもって構成する。	変更
	2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。	削除
(権限) 第18条 <u>社員総会</u> は、次の事項について決議する。 (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額 (2) 会員の除名 (3) <u>社員の除名</u> (4) 理事及び監事の選任又は解任 (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (6) 定款の変更 (7) 解散及び残余財産の処分 (8) 基本財産の処分 (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	(権限) 第12条 <u>会員総会</u> は、次の事項について決議する。 (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額 (2) 会員の除名 (3) 理事及び監事の選任又は解任 (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) 基本財産の処分 (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	変更・追加
(開催) 第19条 <u>社員総会</u> は、定時総会とし、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、 <u>必要がある場合に臨時社員総会を開催することができる。</u>	(開催) 第13条 <u>会員総会</u> は、定時総会とし、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、 <u>理事長が必要と認めた時は、臨時会員総会を開催することができる。</u>	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
(招集) 第20条 <u>社員総会</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 <u>総評議員</u>の議決権の10分の1以上の議決権を有する<u>評議員</u>は、理事長に対し、<u>社員総会</u>の目的である事項及び招集の理由を示して、<u>社員総会</u>の招集を請求することができる。 3 <u>社員総会</u>を招集するには、理事長は<u>社員総会</u>の日の1週間前までに、<u>評議員</u>に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、<u>社員総会</u>に出席しない<u>評議員</u>が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には2週間前までに通知を発しなければならない。	(招集) 第14条 <u>会員総会</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 <u>総正会員</u>の議決権の10分の1以上の議決権を有する<u>正会員</u>は、理事長に対し、<u>会員総会</u>の目的である事項及び招集の理由を示して、<u>会員総会</u>の招集を請求することができる。 3 <u>会員総会</u>を招集するには、理事長は<u>会員総会</u>の日の1週間前までに、<u>正会員</u>に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、<u>会員総会</u>に出席しない<u>正会員</u>が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には2週間前までに通知を発しなければならない。	変更
(議長) 第21条 <u>社員総会</u>の議長は、理事長がこれに当たる。	(議長) 第15条 <u>会員総会</u>の議長は、理事長がこれに当たる。	変更
(議決権) 第22条 <u>社員総会</u>における議決権は、<u>評議員</u>1名につき1個とする。	(議決権) 第16条 <u>会員総会</u>における議決権は、<u>正会員</u>1名につき1個とする。	変更
(決議) 第23条 <u>社員総会</u>の決議は、総<u>評議員</u>の議決権の過半数を有する<u>評議員</u>が出席し、出席した当該<u>評議員</u>の議決権の過半数をもって行う。	(決議) 第17条 <u>会員総会</u>の決議は、総<u>正会員</u>の議決権の過半数を有する<u>正会員</u>が出席し、出席した当該<u>正会員</u>の議決権の過半数をもって行う。	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 評議員の資格剥奪 (3) 監事の解任 (4) 定款の変更 (5) 解散 (6) 基本財産の処分 (7) その他法令で定められた事項	2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) 基本財産の処分 (6) その他法令で定められた事項	変更・追加
(議事録) 第24条 <u>社員総会</u>の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び<u>社員総会</u>において選任された議事録署名人2名は、前項議事録に記名押印する。	(議事録) 第18条 <u>会員総会</u>の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び<u>会員総会</u>において選任された議事録署名人2名は、前項議事録に記名押印する。	変更
(役員の選任) 第26条 理事及び監事は、<u>社員総会</u>の決議によって選任する。	(役員の選任) 第20条 理事及び監事は、<u>会員総会</u>の決議によって選任する。	変更
(役員の任期) 第29条4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事又は監事としての権利義務を有する。	(役員の任期) 第23条4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事又は監事としての権利義務を有する。	変更
(役員の解任) 第30条 理事及び監事は、<u>社員総会</u>の決議によって解任することができる。	(役員の解任) 第24条 理事及び監事は、<u>会員総会</u>の決議によって解任することができる。	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
	第7章 評議員及び評議員会 (評議員) 第32条 この法人に、100名以上200名以内の評議員を置く。 2 評議員の選出は、正会員の中から別に定める選挙規定にそって選出する。 3 評議員は、理事会の承認を得て、理事長が囑託する。ただし、無報酬とする。 4 評議員の任期は、毎年定時総会の終了の日の翌日から次次の定時総会の終了の日までとする。 5 評議員は、評議員会を構成し、理事会の意を受けてこの法人の運営に助言する。	削除
	(評議員会) 第33条 評議員会は、毎年度1回開催するほか、必要がある場合に開催する。 2 評議員会は、理事長が招集する。 3 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。 4 評議員会の議事については、議事録を作成する。議長及び出席した評議員の中から議事録署名人として選任された2名は、議事録に記名押印する。	削除
(基本財産の維持及び処分) 第39条2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の賛成、及び社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することを要する。	(基本財産の維持及び処分) 第35条2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の賛成、及び会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することを要する。	変更
(事業報告及び決算) 第43条2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、<u>評議員名簿</u>、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。 (1) 監査報告	(事業報告及び決算) 第39条2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。 (1) 監査報告	変更

一般社団法人日本形成外科学会 定款 新旧対照表		
新	旧	備考欄
(定款の変更) 第45条 この定款は、<u>社員総会</u>において、<u>総評議員</u>の半数以上であつて、<u>総評議員</u>の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。	(定款の変更) 第41条 この定款は、<u>会員総会</u>において、<u>総正会員</u>の半数以上であつて、<u>総正会員</u>の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。	変更
(解散) 第46条 この法人は、<u>社員総会</u>において、<u>総評議員</u>の半数以上であつて、<u>総評議員</u>の議決権の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。	(解散) 第42条 この法人は、<u>会員総会</u>において、<u>総正会員</u>の半数以上であつて、<u>総正会員</u>の議決権の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。	変更
(残余財産の処分) 第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、<u>社員総会</u>の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5 条第17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	(残余財産の処分) 第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、<u>会員総会</u>の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5 条第17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	変更
附則4 第5条第2項にかかわらず、第6条第2項に基づく最初の評議員選挙が終了するまでは、第5条第1項第(1)号に定める正会員を法人法上の社員とし、第4章の規定中「評議員」は「正会員」と読み替えて適用する。		新設